

(3) 料金の額及びその徴収期間

別紙3を次のとおり改め、平成26年4月1日から適用する。

料金の額及びその徴収期間

# 1. 料金の額

## (1) 料金の額

①本申請書「1. 高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間(以下「均一制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表の関越特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会

社」という。)が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。)

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上市インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道6号(仙台東部道路)(以下「仙台東部道路」という。)、一般国道6号(仙台南部道路)(以下「仙台南部道路」という。)、一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))(以下「秋田外環状道路」という。)、一般国道14号及び16号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)、一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))(以下「仙塩道路」という。)、一般国道47号(仙台北部道路)(以下「仙台北部道路」という。)、一般国道126号(千葉東金道路)(以下「千葉東金道路」という。)、一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。))又は一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から山武市まで(あきる野インターチェンジを含む))(以下「首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)」という。)が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ

程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n：大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)のキロ程(単位：キロメートル)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n：大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(以下「消費税」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額(以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。)を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ)からハ)及びホ)Aに定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用1回に対して課する料金の額については、(ロ)ロ)の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からニ)A及びホ)Aに定める方法により算出した額とホ)Bに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

C 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷イン

ターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からハ) 及びホ) Aに定める方法により算出した額とホ) C (A) に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ホ) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間(別添4の(B)に掲げる額(単位:円)に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。)の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額(単位:円)に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種(以下「下位車種」という。)の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ) 及び (ハ) イ) からニ) の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから 芽室インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 池田インターチェンジまで	904.762	1,047.620	1,190.477	1,523.810	2,523.810
十勝清水インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
十勝清水インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
芽室インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
芽室インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	380.953	428.572	428.572	571.429	904.762
芽室インターチェンジから 池田インターチェンジまで	809.524	904.762	1,000.000	1,333.334	2,142.858
芽室インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
芽室インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジまで	666.667	714.286	809.524	1,047.620	1,619.048
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334

帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	428.572	476.191	571.429	761.905	1,238.096
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	428.572	571.429	761.905	1,095.239	1,714.286
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	428.572	571.429	761.905	1,095.239	1,714.286
本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	380.953	428.572	476.191	619.048	952.381

### C 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

(A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からニ)の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	145.632	194.175	194.175	291.263	533.981

(B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からニ)の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

#### A) 酒田中央ジャンクション供用の日の前日まで

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	190.477	190.477	285.715	333.334	523.810
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	285.715	333.334	380.953	523.810	809.524
庄内あさひインターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	476.191	571.429	666.667	904.762	1,428.572
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	190.477	238.096	333.334	523.810
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	238.096	428.572
庄内空港インターチェンジから 酒田みなとインターチェンジまで	333.334	428.572	476.191	619.048	1,047.620
酒田インターチェンジから 酒田みなとインターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048

B) 酒田中央ジャンクション供用の日から

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	190.477	190.477	285.715	333.334	523.810
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	285.715	333.334	380.953	523.810	809.524
庄内あさひインターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	476.191	571.429	666.667	904.762	1,428.572
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	190.477	238.096	333.334	523.810
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	238.096	428.572
庄内空港インターチェンジから 酒田中央ジャンクションまで	238.096	285.715	285.715	380.953	666.667
酒田インターチェンジから 酒田中央ジャンクションまで	95.239	95.239	95.239	142.858	238.096
酒田中央ジャンクションから 酒田みなとインターチェンジまで	95.239	142.858	189.814	238.096	380.953

D 常磐自動車道の料金の額の特例

南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からニ)の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
南相馬インターチェンジから 相馬インターチェンジまで	380.953	428.572	476.191	619.048	952.381

なお、浪江インターチェンジから南相馬インターチェンジまでの区間又は相馬インターチェンジから新地インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までとする。

ロ 均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	922.331
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌西インターチェンジから 札幌ジャンクションまで					



東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	388.350	485.437	582.525	825.243	1,213.593
常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジから 三郷南インターチェンジまで					

②本申請書「1 高速道路の路線名」中（20）から（43）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 一般国道1号及び16号（横浜新道）（以下「横浜新道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付 自転車
料 金	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981	48.544

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1－2の自動車の車種区分をいう。

ロ 一般国道6号（東水戸道路）（以下「東水戸道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		ひたちなか
	水戸大洗	142.858
水戸南	142.858	285.715

普通車

		ひたちなか
	水戸大洗	142.858
水戸南	190.477	333.334

中型車

		ひたちなか
	水戸大洗	190.477
水戸南	190.477	380.953

大型車

			ひたちなか
		水戸大洗	285.715
水戸南		285.715	571.429

特大車

			ひたちなか
		水戸大洗	428.572
水戸南		476.191	904.762

ハ 仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

								仙台港北
							仙台港	47.620
						仙台東	95.239	142.858
					仙台若林 <small>ジヤクワシ</small>	97.088	190.477	238.096
			名取	97.088	194.175	285.715	333.334	333.334
		名取中央 <small>マート</small>	142.858	238.096	333.334	428.572	476.191	476.191
	仙台空港	47.620	194.175	242.719	339.806	428.572	476.191	476.191
	岩沼	97.088	142.858	242.719	339.806	436.894	523.810	571.429
亘理	95.239	190.477	190.477	333.334	428.572	523.810	619.048	666.667

普通車

								仙台港北
							仙台港	47.620
						仙台東	142.858	190.477
					仙台若林 <small>ジヤクワシ</small>	145.632	285.715	333.334
			名取	97.088	242.719	380.953	428.572	428.572
		名取中央 <small>マート</small>	142.858	238.096	380.953	523.810	571.429	571.429
	仙台空港	95.239	242.719	339.806	485.437	619.048	619.048	619.048
	岩沼	97.088	190.477	339.806	436.894	582.525	714.286	714.286
亘理	95.239	190.477	285.715	380.953	476.191	619.048	761.905	809.524

中型車

								仙台港北
							仙台港	95.239
						仙台東	142.858	238.096
					仙台若林 <small>ワカノエ</small>	145.632	285.715	380.953
				名取	97.088	242.719	380.953	476.191
			名取中央 <small>セントラル</small>	190.477	285.715	428.572	571.429	619.048
		仙台空港	95.239	242.719	339.806	485.437	619.048	714.286
	岩沼	97.088	190.477	339.806	436.894	582.525	714.286	809.524
亘理	95.239	190.477	285.715	428.572	523.810	666.667	809.524	904.762

大型車

								仙台港北
							仙台港	95.239
						仙台東	190.477	285.715
					仙台若林 <small>ワカノエ</small>	242.719	428.572	523.810
				名取	145.632	388.350	571.429	666.667
			名取中央 <small>セントラル</small>	238.096	380.953	619.048	809.524	904.762
		仙台空港	142.858	339.806	485.437	728.156	904.762	1,000.000
	岩沼	145.632	285.715	485.437	631.068	873.787	1,095.239	1,142.858
亘理	142.858	285.715	428.572	619.048	761.905	1,000.000	1,190.477	1,285.715

特大車

								仙台港北
							仙台港	142.858
						仙台東	333.334	476.191
					仙台若林 <small>ワカノエ</small>	388.350	714.286	857.143
				名取	291.263	679.612	1,000.000	1,142.858
			名取中央 <small>セントラル</small>	428.572	714.286	1,095.239	1,428.572	1,571.429
		仙台空港	238.096	582.525	873.787	1,262.136	1,571.429	1,714.286
	岩沼	291.263	523.810	873.787	1,165.049	1,553.399	1,857.143	2,000.000
亘理	238.096	523.810	714.286	1,095.239	1,380.953	1,761.905	2,095.239	2,238.096

ニ 仙台南部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		仙台南	
		山田	—
		長町	238.096
仙台若林ジャンクション・今泉	95.239	238.096	333.334

普通車

		仙台南	
		山田	—
		長町	333.334
仙台若林ジャンクション・今泉	95.239	333.334	428.572

中型車

		仙台南	
		山田	—
		長町	333.334
仙台若林ジャンクション・今泉	142.858	380.953	476.191

大型車

		仙台南	
		山田	—
		長町	476.191
仙台若林ジャンクション・今泉	190.477	523.810	666.667

特大車

		仙台南	
		山田	—
		長町	857.143
仙台若林ジャンクション・今泉	285.715	857.143	1,142.858

ホ 秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	285.715	333.334	380.953	571.429	904.762

へ 一般国道7号（秋田自動車道（琴丘能代道路））（以下「琴丘能代道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	333.334	428.572	523.810	714.286	1,190.477

ト 一般国道13号（米沢南陽道路）（以下「米沢南陽道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

チ 一般国道13号（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		横手
		十文字
		142.858
湯沢	190.477	333.334

普通車

		横手
		十文字
		190.477
湯沢	238.096	428.572

中型車

		横手
		十文字
		238.096
湯沢	285.715	523.810

大型車

		横手
		十文字
		285.715
湯沢	428.572	714.286

特大車

		横手
		十文字
		523.810
湯沢	666.667	1,190.477

リ 京葉道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

区 間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間から A区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
A区間から B区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
B区間から B区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
C区間から C区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
C区間から D区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
C区間から E区間まで	347.700	347.700	347.700	521.550	1,216.950
C区間から F区間まで	463.600	463.600	463.600	695.400	1,622.600
D区間から D区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
D区間から E区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
D区間から F区間まで	347.700	347.700	347.700	521.550	1,216.950
E区間から E区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650
E区間から F区間まで	231.800	231.800	231.800	347.700	811.300
F区間から F区間まで	115.900	115.900	115.900	173.850	405.650

(注) A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

ヌ 一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

（イ）戸塚支線（横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間をいう。以下同じ。） 供用の日の前日まで

軽自動車等

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	97.088	238.096	238.096
									横須賀	194.175	242.719	380.953	380.953
								逗子	97.088	291.263	339.806	476.191	476.191
							朝比奈	194.175	291.263	436.894	533.981	666.667	666.667
						並木	339.806	533.981	582.525	776.700	825.243	952.381	952.381
					堀口能見台	—	339.806	533.981	582.525	776.700	825.243	952.381	952.381
				金沢自然公園	—	—	194.175	388.350	436.894	631.068	679.612	809.524	809.524
		港南台	194.175	339.806	339.806	145.632	339.806	436.894	582.525	679.612	809.524	809.524	809.524
	日野	97.088	242.719	388.350	388.350	194.175	388.350	485.437	631.068	728.156	857.143	857.143	857.143
	別所	194.175	242.719	388.350	533.981	533.981	388.350	533.981	631.068	825.243	873.787	1,000.000	1,000.000
狩場	145.632	291.263	339.806	485.437	631.068	631.068	485.437	679.612	728.156	922.331	970.874	1,095.239	1,095.239

普通車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	97.088	285.715	285.715
									横須賀	242.719	339.806	476.191	476.191
								逗子	97.088	339.806	388.350	571.429	571.429
							朝比奈	242.719	339.806	582.525	631.068	809.524	809.524
						並木	388.350	631.068	728.156	922.331	1,019.418	1,142.858	1,142.858
					堀口能見台	—	388.350	631.068	728.156	922.331	1,019.418	1,142.858	1,142.858
				金沢自然公園	—	—	194.175	436.894	533.981	728.156	825.243	952.381	952.381
		港南台	194.175	388.350	388.350	194.175	436.894	533.981	679.612	776.700	952.381	952.381	952.381
	日野	97.088	291.263	485.437	485.437	291.263	485.437	582.525	776.700	873.787	1,047.620	1,047.620	1,047.620
	別所	194.175	291.263	485.437	679.612	679.612	436.894	679.612	776.700	970.874	1,067.962	1,238.096	1,238.096
狩場	194.175	339.806	388.350	582.525	776.700	776.700	582.525	776.700	873.787	1,067.962	1,165.049	1,333.334	1,333.334





# 特 大 車

													馬堀海岸									
												浦賀	—									
											佐原	—	—									
									衣笠	242.719	714.286	714.286										
									横須賀	631.068	825.243	1,285.715	1,285.715									
									逗子	291.263	873.787	1,067.962	1,571.429	1,571.429								
									朝比奈	679.612	922.331	1,504.855	1,747.573	2,190.477	2,190.477							
									並木	1,116.505	1,747.573	2,038.835	2,621.360	2,815.534	3,238.096	3,238.096						
									堀口能見台	—	1,116.505	1,747.573	2,038.835	2,621.360	2,815.534	3,238.096	3,238.096					
									金沢自然公園	—	—	533.981	1,165.049	1,456.311	2,038.835	2,233.010	2,666.667	2,666.667				
									港南台	582.525	1,165.049	1,165.049	485.437	1,165.049	1,407.767	1,990.292	2,184.467	2,666.667	2,666.667			
									日野	194.175	728.156	1,310.680	1,310.680	679.612	1,310.680	1,601.942	2,184.467	2,378.641	2,809.524	2,809.524		
									別所	533.981	728.156	1,262.136	1,844.661	1,844.661	1,213.593	1,844.661	2,087.379	2,718.447	2,912.622	3,333.334	3,333.334	
									狩場	388.350	922.331	1,067.962	1,650.486	2,233.010	2,233.010	1,553.399	2,184.467	2,475.729	3,058.253	3,252.428	3,666.667	3,666.667

(ロ) 戸塚支線供用の日から

## 軽自動車等

														馬堀海岸												
													浦賀	—												
												佐原	—	—												
										衣笠	97.088	238.096	238.096													
										横須賀	194.175	242.719	380.953	380.953												
										逗子	97.088	291.263	339.806	476.191	476.191											
										朝比奈	194.175	291.263	436.894	533.981	666.667	666.667										
										戸塚	380.953	571.429	619.048	809.524	857.143	1,000.000	1,000.000									
										栄	95.239	333.334	523.810	571.429	761.905	809.524	952.381	952.381								
										公田	142.858	190.477	190.477	380.953	428.572	619.048	666.667	809.524	809.524							
										並木	285.715	380.953	428.572	238.096	428.572	476.191	666.667	714.286	857.143	857.143						
										堀口能見台	—	285.715	380.953	428.572	238.096	428.572	476.191	666.667	714.286	857.143	857.143					
										金沢自然公園	—	—	142.858	285.715	333.334	142.858	333.334	380.953	571.429	619.048	761.905	761.905				
										港南台	142.858	238.096	238.096	190.477	333.334	380.953	145.632	339.806	436.894	582.525	679.612	809.524	809.524			
										日野	97.088	190.477	285.715	285.715	238.096	380.953	428.572	194.175	388.350	485.437	631.068	728.156	857.143	857.143		
										別所	194.175	242.719	333.334	428.572	428.572	380.953	523.810	571.429	388.350	533.981	631.068	825.243	873.787	1,000.000	1,000.000	
										狩場	145.632	291.263	339.806	428.572	523.810	523.810	523.810	619.048	666.667	485.437	679.612	728.156	922.331	970.874	1,095.239	1,095.239

普通車

												馬場海岸				
											浦賀	—				
										佐原	—	—				
									衣笠	97.088	285.715	285.715				
								横須賀	242.719	339.806	476.191	476.191				
							逗子	97.088	339.806	388.350	571.429	571.429				
						朝比奈	242.719	339.806	582.525	631.068	809.524	809.524				
					戸塚	428.572	666.667	761.905	952.381	1,047.620	1,238.096	1,238.096				
				栄	95.239	380.953	619.048	666.667	904.762	952.381	1,142.858	1,142.858				
			公田	190.477	238.096	238.096	476.191	571.429	761.905	857.143	1,000.000	1,000.000				
		並木	333.334	428.572	523.810	285.715	523.810	619.048	809.524	857.143	1,047.620	1,047.620				
	堀口能見台	—	333.334	428.572	523.810	285.715	523.810	619.048	809.524	857.143	1,047.620	1,047.620				
		金沢自然公園	—	—	190.477	333.334	380.953	142.858	380.953	428.572	666.667	761.905	904.762	904.762		
	港南台	190.477	285.715	285.715	238.096	380.953	428.572	194.175	436.894	533.981	679.612	776.700	952.381	952.381		
	日野	97.088	238.096	380.953	380.953	333.334	428.572	523.810	291.263	485.437	582.525	776.700	873.787	1,047.620	1,047.620	
	別所	194.175	291.263	380.953	523.810	523.810	523.810	619.048	666.667	436.894	679.612	776.700	970.874	1,067.962	1,238.096	1,238.096
狩場	194.175	339.806	388.350	523.810	666.667	666.667	619.048	761.905	809.524	582.525	776.700	873.787	1,067.962	1,165.049	1,333.334	1,333.334

中型車

												馬場海岸				
											浦賀	—				
										佐原	—	—				
									衣笠	97.088	333.334	333.334				
								横須賀	291.263	388.350	571.429	571.429				
							逗子	145.632	388.350	485.437	666.667	666.667				
						朝比奈	291.263	436.894	679.612	776.700	952.381	952.381				
					戸塚	571.429	809.524	904.762	1,190.477	1,285.715	1,476.191	1,476.191				
				栄	95.239	476.191	714.286	857.143	1,095.239	1,190.477	1,380.953	1,380.953				
			公田	190.477	285.715	285.715	571.429	666.667	904.762	1,000.000	1,190.477	1,190.477				
		並木	380.953	571.429	619.048	333.334	571.429	714.286	952.381	1,047.620	1,238.096	1,238.096				
	堀口能見台	—	380.953	571.429	619.048	333.334	571.429	714.286	952.381	1,047.620	1,238.096	1,238.096				
		金沢自然公園	—	—	238.096	380.953	476.191	190.477	476.191	571.429	809.524	904.762	1,095.239	1,095.239		
	港南台	190.477	333.334	333.334	285.715	476.191	571.429	242.719	533.981	631.068	873.787	970.874	1,190.477	1,190.477		
	日野	97.088	238.096	428.572	428.572	380.953	523.810	619.048	291.263	582.525	679.612	970.874	1,067.962	1,238.096	1,238.096	
	別所	242.719	339.806	476.191	619.048	619.048	571.429	761.905	857.143	533.981	825.243	922.331	1,213.593	1,262.136	1,476.191	1,476.191
狩場	194.175	388.350	485.437	619.048	761.905	761.905	761.905	904.762	1,000.000	679.612	970.874	1,067.962	1,359.224	1,456.311	1,619.048	1,619.048



ル 仙塩道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				利府中
			利府塩釜	47.620
		利府ジャンクション	47.620	95.239
	多賀城	47.620	95.239	142.858
仙台港北	47.620	95.239	142.858	190.477

普通車

				利府中
			利府塩釜	47.620
		利府ジャンクション	47.620	95.239
	多賀城	47.620	95.239	142.858
仙台港北	95.239	142.858	190.477	238.096

中型車

				利府中
			利府塩釜	95.239
		利府ジャンクション	47.620	142.858
	多賀城	47.620	95.239	190.477
仙台港北	95.239	142.858	190.477	285.715

大型車

				利府中
			利府塩釜	95.239
		利府ジャンクション	95.239	190.477
	多賀城	47.620	142.858	238.096
仙台港北	142.858	190.477	285.715	380.953

特大車

				利府中
			利府塩釜	190.477
		利府ジャンクション	142.858	333.334
	多賀城	95.239	238.096	428.572
仙台港北	238.096	333.334	476.191	666.667

ヲ 一般国道45号(百石道路)(以下「百石道路」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	97.088	145.632	194.175	242.719	388.350

ワ 仙台北部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				富谷
			富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	190.477	238.096	238.096
利府ジャンクション	142.858	333.334	380.953	380.953

普通車

				富谷
			富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	238.096	285.715	285.715
利府ジャンクション	190.477	380.953	476.191	476.191

中型車

				富谷
			富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	285.715	333.334	333.334
利府ジャンクション	238.096	476.191	571.429	571.429

大型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	380.953	476.191
利府ジャンクション	333.334	666.667	761.905

特大車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	619.048	761.905
利府ジャンクション	523.810	1,095.239	1,285.715

カ 千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

						千葉東
				大宮	100.000	100.000
			高田	100.000	200.000	200.000
		中野	100.000	200.000	300.000	300.000
	山田	100.000	200.000	300.000	400.000	400.000
	東金	—	100.000	200.000	300.000	400.000
	山武成東	285.715	—	380.953	476.191	571.429
松尾横芝	285.715	571.429	—	666.667	761.905	857.143

普通車

						千葉東
				大宮	100.000	100.000
			高田	100.000	200.000	200.000
		中野	100.000	200.000	300.000	300.000
	山田	100.000	200.000	300.000	400.000	400.000
	東金	—	100.000	200.000	300.000	400.000
	山武成東	285.715	—	380.953	476.191	571.429
松尾横芝	285.715	571.429	—	666.667	761.905	857.143

中型車

							千葉東
						大 宮	100.000
					高 田	100.000	200.000
				中 野	100.000	200.000	300.000
			山 田	100.000	200.000	300.000	400.000
		東 金	—	100.000	200.000	300.000	400.000
	山武成東	285.715	—	380.953	476.191	571.429	666.667
松尾横芝	285.715	571.429	—	666.667	761.905	857.143	952.381

大型車

							千葉東
						大 宮	150.000
					高 田	150.000	300.000
				中 野	150.000	300.000	450.000
			山 田	150.000	300.000	450.000	600.000
		東 金	—	150.000	300.000	450.000	600.000
	山武成東	428.572	—	571.429	714.286	857.143	1,000.000
松尾横芝	428.572	857.143	—	1,000.000	1,142.858	1,285.715	1,428.572

特大車

							千葉東
						大 宮	350.000
					高 田	350.000	700.000
				中 野	350.000	700.000	1,050.000
			山 田	350.000	700.000	1,050.000	1,400.000
		東 金	—	350.000	700.000	1,050.000	1,400.000
	山武成東	1,000.000	—	1,333.334	1,666.667	2,000.000	2,333.334
松尾横芝	1,000.000	2,000.000	—	2,333.334	2,666.667	3,000.000	3,333.334

ヨ 一般国道127号（富津館山道路）（以下「富津館山道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				富津竹岡
			富津金谷	95.239
		鋸南保田	95.239	190.477
	鋸南富山	95.239	190.477	285.715
富 浦	190.477	285.715	380.953	476.191

普通車

				富津竹岡
			富津金谷	142.858
		鋸南保田	142.858	238.096
	鋸南富山	95.239	238.096	333.334
富 浦	285.715	380.953	476.191	619.048

中型車

				富津竹岡
			富津金谷	190.477
		鋸南保田	142.858	285.715
	鋸南富山	142.858	285.715	428.572
富 浦	333.334	476.191	571.429	761.905

大型車

				富津竹岡
			富津金谷	238.096
		鋸南保田	190.477	428.572
	鋸南富山	190.477	380.953	571.429
富 浦	428.572	619.048	809.524	1,000.000

特大車

				富津竹岡
			富津金谷	380.953
		鋸南保田	333.334	714.286
	鋸南富山	285.715	619.048	952.381
富 浦	761.905	1,000.000	1,333.334	1,714.286



タ 一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））（以下「深川・留萌自動車道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

レ 一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））（以下「日高自動車道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

ソ 東京湾横断・木更津東金道路

(イ) 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	2,285.715	2,857.143	3,428.572	4,714.286	7,857.143

ただし、ETC車については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	1,455.848	1,782.310	2,108.772	2,843.312	4,638.853

(ロ) 木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	95.239
木更津金田	142.858	238.096

普通車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	142.858
木更津金田	142.858	285.715

中型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	142.858
木更津金田	190.477	333.334

大型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	238.096
木更津金田	238.096	476.191

特大車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	380.953
木更津金田	428.572	809.524

(ハ) 木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

						東 金
					大網白里スマート	238.096
				茂原北	95.239	333.334
			茂原長柄スマート	142.858	238.096	476.191
		茂原長南	142.858	285.715	380.953	619.048
	市原鶴舞	238.096	380.953	523.810	619.048	857.143
	木更津東	333.334	571.429	714.286	857.143	952.381
木更津ジャンクション	190.477	523.810	761.905	904.762	1,047.620	1,142.858
						1,285.715

普通車

							東 金
						大網白里駅	285.715
					茂原北	95.239	380.953
				茂原長柄駅	190.477	285.715	571.429
			茂原長南	190.477	380.953	476.191	761.905
		市原鶴舞	285.715	476.191	666.667	761.905	1,047.620
	木更津東	428.572	714.286	904.762	1,095.239	1,190.477	1,476.191
木更津ジャンクション	238.096	666.667	952.381	1,142.858	1,333.334	1,428.572	1,476.191

中型車

							東 金
						大網白里駅	333.334
					茂原北	142.858	476.191
				茂原長柄駅	238.096	380.953	666.667
			茂原長南	238.096	428.572	571.429	904.762
		市原鶴舞	380.953	571.429	809.524	952.381	1,238.096
	木更津東	523.810	904.762	1,095.239	1,333.334	1,476.191	1,619.048
木更津ジャンクション	285.715	809.524	1,190.477	1,380.953	1,619.048	1,619.048	1,619.048

大型車

							東 金
						大網白里駅	428.572
					茂原北	190.477	619.048
				茂原長柄駅	333.334	523.810	904.762
			茂原長南	333.334	619.048	809.524	1,238.096
		市原鶴舞	476.191	809.524	1,095.239	1,285.715	1,714.286
	木更津東	714.286	1,190.477	1,476.191	1,809.524	2,000.000	2,238.096
木更津ジャンクション	380.953	1,095.239	1,571.429	1,857.143	2,190.477	2,238.096	2,238.096

特大車

							東 金
						大網白里駅	714.286
					茂原北	333.334	1,047.620
				茂原長柄駅	523.810	857.143	1,571.429
			茂原長南	476.191	1,000.000	1,333.334	2,047.620
		市原鶴舞	857.143	1,333.334	1,857.143	2,142.858	2,857.143
	木更津東	1,190.477	2,000.000	2,476.191	3,000.000	3,333.334	4,047.620
木更津ジャンクション	666.667	1,857.143	2,666.667	3,142.858	3,666.667	4,000.000	4,095.239

ツ 一般国道466号（第三京浜道路）（以下「第三京浜道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

					玉川
				京浜川崎	48.544
			野川	—	—
		都筑	48.544	48.544	97.088
	港北	48.544	97.088	97.088	145.632
保土ヶ谷	48.544	97.088	145.632	145.632	194.175

普通車

					玉川
				京浜川崎	48.544
			野川	—	—
		都筑	48.544	97.088	145.632
	港北	48.544	97.088	145.632	194.175
保土ヶ谷	97.088	145.632	194.175	194.175	242.719

中型車

					玉川
				京浜川崎	48.544
			野川	—	—
		都筑	97.088	97.088	145.632
	港北	97.088	145.632	145.632	194.175
保土ヶ谷	97.088	145.632	242.719	242.719	291.263

大型車

					玉川
				京浜川崎	97.088
			野川	—	—
		都筑	97.088	145.632	194.175
	港北	97.088	194.175	242.719	291.263
保土ヶ谷	145.632	194.175	291.263	339.806	388.350

特大車

					玉川
				京浜川崎	97.088
			野川	—	—
		都筑	145.632	242.719	339.806
	港北	145.632	291.263	388.350	485.437
保土ヶ谷	242.719	339.806	485.437	582.525	679.612

ネ 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（横浜市から藤沢市まで）（以下「首都圏中央連絡自動車道（横浜市から藤沢市まで）」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

ナ 首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額（以下「首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。













### ③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額又は首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ（ハ）及び②ナの規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額又は首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ロ 別添4の（A）に掲げるインターチェンジ相互間、①イ（ハ）ホ）のBからDに掲げる高速道路、均一制区間又は一般有料道路（②リを除く。）のうち、平成26年3月31日以前に供用されている区間について、①イ（ハ）ホ）、①ロ又は②に定める方法により算出した額と、平成26年3月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

### ④料金算定の特例

#### イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

#### ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A+P) \times C$$

（注）この式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ（ハ）イ）Cのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出された額（単位：円）

P：仙台東部道路、仙台南部道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の料金の額（単位：円）

C：周回走行回数

### ⑤料金調整

#### イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間及び一般有料道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象

として、次の算式により算出する額に料金調整する。(次の(イ)及び(ロ)に該当する場合は除く。)

ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。(以下同じ。)なお、当該途中流出前又は再流入後に、東北横断自動車道酒田線の湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間、横浜新道、京葉道路のうち江戸川区一之江町(起点)から習志野市鷺沼(幕張インターチェンジ)までの区間、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間又は第三京浜道路の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(イ) 通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(ロ) 北海道横断自動車道黒松内北見線の小樽インターチェンジから札幌西インターチェンジまでの区間の一部又は全部を走行する場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円((2)④、⑦又は⑩で定める割引が適用される場合は、150円に当該割引率を乗じた額とする。)に消費税率を乗じ、四捨五入による10円単位の端数処理を行った額を控除した額に料金調整する。

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB: AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位:円)

AD: AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位:円)

BD: BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位:円)

CD: CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位:円)

AD': AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位:円)

BD': BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位:円)

CD': CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、

①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注2） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

## (2) 割引制度

### ①マイレージ割引

#### イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

#### ロ 割引率等

##### (イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

##### (ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

##### (ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

##### (ニ) 経過措置

平成26年3月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年4月1日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の7倍のポイントを別途付与する。また、平成26年3月31日以前の走行に対して平成26年4月1日以降に付与するポイントに、当該ポイントの7倍のポイントを別途付与する。

### ②大口・多頻度割引

#### イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

#### ロ 割引率

##### (イ) 車両単位割引

##### イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額に対し次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計

に対し、5パーセントの割引を行う。

### ③ ETC前納割引

#### イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

#### ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

### ④ 深夜割引

#### イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）を通行するETC車。

#### ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間の各区間又は別添6に掲げる各高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

### ⑤ 平日朝夕割引

#### イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。
---



東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を、福島飯坂インターチェンジ（東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を經由し連続して通行する場合。

東北中央自動車道相馬尾花沢線と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。）。

東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

#### ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（２会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関越特別区間のキロ程と別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＤ（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

##### （イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＤ（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

$100 - W$ （単位：パーセント）

（注）上記式において $W$ は、次の数値を表すものとする。

$W$ ：月間適用回数が５回から９回までの場合は３０。月間適用回数が１０回以上の場合は５０。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうち $D$ に掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$

（注）上記式において $X$ 、 $Y$ 、 $Z$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$X$ ：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間

のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ （単位：パーセント）

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA、B又はD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$  又は  $P \times (1 - W \div 100)$  の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において  $a$ 、 $L$ 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 $P$ 、 $P'$ 、 $R$ 、 $R'1$ 、 $R'2$ 、 $W$  及び  $t$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a$  : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

$L$  : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$  : 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$  : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

$P$  : 別添6のうちA、B又はD(久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

$P'$  : 別添6のうちC、D(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)、E又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

$R$  : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'1$  : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'2$  : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$W$  : 月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

$t$  : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の  $P \times (1 - W \div 100) + P'$  を次式に読み替えるものとする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$

(注) 上記式において  $X$ 、 $Y$ 、 $Z$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$X$  : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

$Y$  : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

$Z$  : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t$  又は  $P \times d$  の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において  $a$ 、 $d$ 、 $L$ 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 $P$ 、 $P'$ 、 $R$ 、 $R'1$ 、 $R'2$  及び  $t$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a$  : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

$d$  : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

$L$  : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$  : 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$  : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

$P$  : (1)①イ(ハ)ホ)C(A)に定める料金の額又は別添6のうちA、B若しくはD(久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

$P'$  : 別添6のうちC、D(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)、E又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

$R$  : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'1$  : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'2$  : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$t$  : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の  $P \times d + P'$  を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において  $X$ 、 $Y$ 、 $Z$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$X$  : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

$Y$  : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

$Z$  : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

## ⑥平日朝夕割引（コーポレート契約）

### イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が実施する平日朝夕割引（コーポレート契約）を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、⑤イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

### ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

100-W（単位：パーセント）

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間の

うち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ （単位：パーセント）

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA、B又はD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$  又は  $P \times (1 - W \div 100)$  の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちA、B又はD(久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちC、D(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)、E又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W : 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の  $P \times (1 - W \div 100) + P'$  を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

Y : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

Z : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$  又は  $P \times d$  の別に 10 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において  $a$ 、 $d$ 、 $L$ 、 $L' 1$ 、 $L' 2$ 、 $P$ 、 $P'$ 、 $R$ 、 $R' 1$ 、 $R' 2$  及び  $t$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a$  : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75 を加算した値。対距離制区間が 200 キロメートルを超える場合は、35 を対距離制区間のキロ程で除し、0.7 を加算した値。

$d$  : (ロ) に定める計算式により算出した値を 100 で除した値

$L$  : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

$L' 1$  : 関越特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

$L' 2$  : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

$P$  : (1) ①イ (ハ) ホ C (A) に定める料金の額又は別添 6 のうち A、B 若しくは D (久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。) に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

$P'$  : 別添 6 のうち C、D (あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)、E 又は F に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

$R$  : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

$R' 1$  : 関越特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

$R' 2$  : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

$t$  : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添 6 のうち D に掲げる高速道路においてのみ、上記式の  $P \times d + P'$  を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式において  $X$ 、 $Y$ 、 $Z$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$X$  : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

$Y$  : 首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

$Z$  : 首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位: 円)

#### ハ その他

本割引は、東日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。



## ⑦休日割引

### イ 割引をする自動車

休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び平成26年4月28日に高速国道又は別添6のうちA、B、D（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）若しくはEに掲げる高速道路を通行する（大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）ETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

### ロ 割引率等

#### （イ）普通区間等

割引率は30パーセント（平成26年4月1日から平成26年6月30日までの割引率は50パーセント）とし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）並びに別添6のうちA、B、D（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）及びEに掲げる高速道路の通行料金を適用する。ただし、（ロ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の各区間又は別添6のうちA、B、D（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）若しくはEに掲げる各高速道路の別に割引率を乗じて算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、下記の計算式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

（注）上記式においてW、X、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W：30（ただし、平成26年4月1日から平成26年6月30日までは50）

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

#### （ロ）対距離制の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2))$

$+150 \times (1 - W \div 100) \times t$  又は  $P \times (1 - W \div 100)$  のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：(1) ①イ (ハ) ホ C (A) に定める料金の額又は別添6のうちA、B、D（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）若しくはEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちC、D（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：30（ただし、平成26年4月1日から平成26年6月30日までは50）

t：消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式については、 $P \times (1 - W \div 100) + P'$  を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道の久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

#### ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路について口の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

⑧首都圏中央連絡自動車道における割引

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）②ナに定める首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の料金の額を減じるものとする。













ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（2会社が実施する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

⑨首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

(イ) から (ハ) に掲げる各インターチェンジ相互間を通行するETC車。ただし、東北縦貫自動車道弘前線の加須インターチェンジ、関越自動車道新潟線の東松山インターチェンジ、常磐自動車道の土浦北インターチェンジ又は東関東自動車道水戸線の佐原香取インターチェンジを通行する場合を除く。なお、インターチェンジはニに定めるところによる。

(イ) ニに定めるAインターチェンジとBインターチェンジ及びEインターチェンジ相互間

(ロ) ニに定めるBインターチェンジとCインターチェンジ相互間

(ハ) ニに定めるBインターチェンジとDインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円（イ（ロ）に掲げるインターチェンジ相互間の通行については300円。）とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ニ 対象インターチェンジ

A インターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジから大栄インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び成田国際空港線の新空港インターチェンジ
B インターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の日の出インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
C インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
D インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

E インターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジ並びに中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジ・八王子西スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ
------------	--

⑩一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとする。

車種	割引額
軽自動車等	930
普通車	1,120
中型車	1,320
大型車	1,750
特大車	2,810

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑪障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車はE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合には限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑫乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑬乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜新道、横浜横須賀道路、第三京浜道路又は京葉道路及び千葉東金道路の各インターチェンジ相互間を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑭割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から④及び⑦から⑫に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑤と①、③、④又は⑦から⑩までの割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と①又は③は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ) ⑤と④、⑦から⑩又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。ただし、⑤ロの(イ)から(ハ)により算出した額が、⑧又は⑨の割引を適用した額より低い場合には、⑧又は⑨の割引を適用した額から⑤ロの(イ)から(ハ)により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ニ ⑥と②、④、⑦から⑩まで又は⑫の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑥と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑥の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑥ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

(ロ) ⑥と⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、⑫の割引を適用する。

(ハ) ⑥と④又は⑦の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引は適用しないものとする。

(ニ) ⑥と⑧又は⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

#### ⑮企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ、公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

#### (3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

#### (4) 東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く。）を連続して通行する場合の料金の額は、(1) ①イ（ハ）イ Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また(1) ②ナについて、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を

管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月27日までとする。

## 自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

## 自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヰ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第2条第3項に規定する原動機付自転車

## 大都市近郊区間

路線名	区間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口ジャンクションから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	中央ジャンクション・東八道路インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	三郷南インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで



別添3 インターチェンジ相互間のキロ程 (単位: キロメートル)

北海道縦貫自動車道函館名寄線 (大沼公園・札幌南間、札幌・士別間)

															北広島		札幌南																				
																輪厚	4.5																				
																恵庭	10.0	13.9	8.4																		
																千歳	9.0	19.0	22.9	27.4																	
																新千歳	4.0	13.0	23.0	26.9	31.4																
																登別	7.9	11.9	20.9	30.9	34.8	39.3															
																苫小牧	17.6	25.5	29.5	38.5	48.5	52.4	56.9														
																白老	15.8	33.4	41.3	45.3	54.3	64.3	68.2	72.7													
																登別東	18.6	34.4	52.0	59.9	63.9	72.9	82.9	86.8	91.3												
																登別	11.4	30.0	45.8	63.4	71.3	75.3	84.3	94.3	98.2	102.7											
																室蘭	9.6	21.0	39.6	55.4	73.0	80.9	84.9	93.9	103.9	107.8	112.3										
																伊達	12.9	22.5	33.9	52.5	68.3	85.9	93.8	97.8	106.8	116.8	120.7	125.2									
																苫田	13.6	26.5	36.1	47.5	66.1	81.9	99.5	107.4	111.4	120.4	130.4	134.3	138.8								
																豊浦	13.2	26.8	39.7	49.3	60.7	79.3	95.1	112.7	120.6	124.6	133.6	143.6	147.5	152.0							
																黒松内	18.2	31.4	45.0	57.9	67.5	78.9	97.5	113.3	130.9	138.8	142.8	151.8	161.8	165.7	170.2						
																長万部	15.6	33.8	47.0	60.6	73.5	83.1	94.5	113.1	128.9	146.5	154.4	158.4	167.4	177.4	181.3	185.8					
																国縫	11.1	26.7	44.9	58.1	71.7	84.6	94.2	105.6	124.2	140.0	157.6	165.5	169.5	178.5	188.5	192.4	196.9				
																八雲	16.0	37.7	48.8	64.4	82.6	95.8	109.4	122.3	131.9	143.3	161.9	177.7	195.3	203.2	207.2	218.2	226.2	230.1	234.6		
																音部	20.2	36.2	57.9	69.0	84.6	102.8	116.0	129.6	142.5	152.1	163.5	182.1	197.9	215.5	223.4	227.4	236.4	246.4	250.3	254.8	
																大沼公園	9.7	29.9	45.9	67.6	78.7	94.3	112.5	125.7	139.3	152.2	161.8	173.2	191.8	207.6	225.2	233.1	237.1	246.1	256.1	260.0	264.5

												和寒	士別														
												旭川北	創漣	16.0													
												比布	10.6	26.6													
												旭川	10.7	21.3	37.3												
												蘆橋	8.5	19.2	29.8	45.8											
												深川	26.7	35.2	45.9	56.5	72.5										
												深川	5.1	31.8	40.3	51.0	61.6	77.6									
												滝川	12.8	17.9	44.6	63.8	74.4	90.4									
												奈井江	5.1	17.9	23.0	49.7	58.2	68.9	79.5	95.5							
												砂川	8.9	14.0	26.8	31.9	58.6	67.1	77.8	88.4	104.4						
												三笠	13.6	22.5	27.6	40.4	45.5	72.2	80.7	91.4	102.0	118.0					
												暮見沢	11.3	24.9	33.8	38.9	51.7	56.8	83.5	92.0	102.7	113.3	129.3				
												江別東	9.9	21.2	34.8	43.7	48.8	61.6	66.7	93.4	101.9	112.6	123.2	139.2			
												江別西	9.6	25.3	35.2	46.5	60.1	69.0	74.1	86.9	92.0	118.7	127.2	137.9	148.5	164.5	
												札幌	6.6	16.2	31.9	41.8	53.1	66.7	75.6	80.7	93.5	98.6	125.3	133.8	144.5	155.1	171.1

北海道横断自動車道黒松内創漣線 (余市・札幌西間、千歳東線/ソウシヨク・本別間)

										札幌西		本別										
											手稲	3.5	足寄		14.8							
											朝里	6.1	9.6	30.4	19.0							
											小樽	11.7	17.8	21.3	40.6							
											小樽西	3.0	14.7	20.8	47.7							
											余市	18.9	15.9	24.4	30.5	52.1						
											余市	9.1	28.0	25.0	33.5	39.6	69.3					
											千勝	20.9	38.1	42.5	49.6	71.2	90.2					
											トマム	17.2	21.6	28.7	50.3	69.3						
											占冠	26.2	47.1	64.3	68.7	75.8	97.4	116.4				
											むかわ	20.1	46.3	67.2	84.4	88.8	95.9	117.5	136.5			
											夕張	14.4	34.5	60.7	81.6	98.8	103.2	110.3	131.9	150.9		
											道分町	20.2	34.6	54.7	80.9	101.8	119.0	123.4	130.5	152.1	171.1	
											千歳東	9.3	29.5	43.9	64.0	90.2	111.1	128.3	132.7	139.8	161.4	180.4
											恵庭	16.6										
											千歳	17.6										

北海道横断自動車道黒松内北見線 (本別/ソウシヨク・早寒間)

足寄	
本別	14.8
池田	30.4

																														白石	村田																																				
																														11.1	23.5	12.3																																			
																														4.2	15.3	35.8	51.1																																		
																														6.8	10.0	21.1	44.6	56.9																																	
																														10.2	17.0	20.2	31.3	54.8	67.1																																
																														8.7	18.9	25.7	28.9	40.0	63.5	75.8																															
																														12.9	21.6	31.8	38.6	41.8	52.9	76.4	88.7																														
																														2.9	15.8	24.5	34.7	41.5	44.7	55.8	79.3	91.6																													
																														4.6	8.4	11.3	24.2	32.9	43.1	49.9	53.1	64.2	87.7	100.0																											
																														4.1	8.7	12.5	15.4	28.3	37.0	47.2	54.0	57.2	68.3	91.8	104.1																										
																														9.5	13.6	18.2	22.0	24.9	37.8	46.5	56.7	63.5	66.7	77.8	101.3	113.6																									
																														4.3	13.8	17.9	22.5	26.3	29.2	42.1	50.8	61.0	67.8	71.0	82.1	105.6	117.9																								
																														7.6	11.9	21.4	25.5	30.1	33.9	36.8	49.7	58.4	68.6	75.4	78.6	89.7	113.2	125.5																							
																														9.9	17.5	21.8	31.3	35.4	40.0	43.8	46.7	59.6	68.3	78.5	85.3	88.5	99.6	123.1	135.4																						
																														6.7	16.6	24.2	28.5	38.0	42.1	46.7	50.5	53.4	66.3	75.0	85.2	92.0	106.3	129.8	142.1																						
																														9.2	15.9	25.8	33.4	37.7	47.2	51.3	55.9	59.7	62.6	75.5	84.2	94.4	101.2	104.4	115.5	139.0	151.3																				
																														8.0	17.2	23.9	33.8	41.4	45.7	55.2	59.3	63.9	67.7	70.6	83.5	92.2	102.4	109.2	112.4	123.5	147.0	159.3																			
																														7.1	15.1	24.3	31.0	40.9	48.5	52.8	62.3	66.4	71.0	74.8	77.7	90.6	99.3	109.5	116.3	119.5	130.6	154.1	166.4																		
																														6.3	13.4	21.4	30.6	37.3	47.2	54.8	59.1	68.6	72.7	77.3	81.1	84.0	96.9	105.6	115.8	122.6	125.8	136.9	160.4	172.7																	
																														18.9	25.2	32.3	40.3	49.5	56.2	66.1	73.7	78.0	87.5	91.6	96.2	100.0	102.9	115.8	124.5	134.7	141.5	144.7	155.8	179.3	191.6																
																														9.3	28.2	34.5	41.6	49.6	58.8	65.5	75.4	83.0	87.3	96.8	100.9	105.5	109.3	112.2	125.1	133.8	144.0	150.8	154.0	165.1	188.6	200.9															
																														7.9	17.2	36.1	42.4	49.5	57.5	66.7	73.4	83.3	90.9	95.2	104.7	108.8	113.4	117.2	120.1	133.0	141.7	151.9	158.7	161.9	173.0	196.5	208.8														
																														11.5	19.4	28.7	47.6	53.9	61.0	69.0	78.2	84.9	94.8	102.4	106.7	116.2	120.3	124.9	128.7	131.6	144.5	153.2	163.4	170.2	173.4	184.5	208.0	220.3													
																														27.6	35.5	44.8	63.7	70.0	77.1	85.1	94.3	101.0	110.9	118.5	122.8	132.3	136.4	141.0	144.8	147.7	160.6	169.3	179.5	186.3	189.5	200.6	224.1	236.4													
																														2.7	18.8	30.3	38.2	47.5	66.4	72.7	79.8	87.8	97.0	103.7	113.6	121.2	125.5	135.0	139.1	143.7	147.5	150.4	163.3	172.0	182.2	189.0	192.2	203.3	226.8	239.1											
																														13.6	29.7	41.2	49.1	58.4	77.3	83.6	90.7	98.7	107.9	114.6	124.5	132.1	136.4	145.9	150.0	154.6	158.4	161.3	174.2	182.9	193.1	199.9	203.1	214.2	237.7	250.0											
																														3.9	14.8	17.5	33.6	45.1	53.0	62.3	81.2	87.5	94.6	102.6	111.8	118.5	128.4	136.0	140.3	149.8	153.9	158.5	162.3	165.2	178.1	186.8	197.0	203.8	207.0	218.1	241.6	253.9									
																														2.9	6.8	17.7	20.4	36.5	48.0	55.9	65.2	84.1	90.4	97.5	105.5	114.7	121.4	131.3	138.9	143.2	152.7	156.8	161.4	165.2	168.1	181.0	189.7	199.9	206.7	209.9	221.0	244.5	256.8								
																														9.0	11.9	15.8	26.7	29.4	45.5	57.0	64.9	74.2	93.1	99.4	106.5	114.5	123.7	130.4	140.3	147.9	152.2	161.7	165.8	170.4	174.2	177.1	190.0	198.7	208.9	215.7	218.9	230.0	253.5	265.8							
																														6.6	12.6	15.6	24.5	28.4	39.3	42.0	58.1	69.6	77.5	86.8	105.7	112.0	119.1	127.1	136.3	143.0	152.9	160.5	164.8	172.7	182.6	186.3	189.7	196.6	205.3	215.5	222.3	225.5	236.6	260.1	272.4						
																														6.0	12.6	21.6	24.5	28.4	39.3	42.0	58.1	69.6	77.5	86.8	105.7	112.0	119.1	127.1	136.3	143.0	152.9	160.5	164.8	172.7	182.6	186.3	189.7	196.6	205.3	215.5	222.3	225.5	236.6	260.1	272.4						
																														7.9	13.9	20.5	29.5	32.4	36.3	47.2	49.9	66.0	77.5	85.4	94.7	113.6	119.9	127.0	135.0	144.2	150.9	160.8	164.8	172.7	182.6	186.3	189.7	196.6	210.5	219.2	229.4	239.4	250.5	274.0	286.3						
																														1.4	9.3	15.3	21.9	30.9	33.8	37.7	48.6	51.3	67.4	78.9	86.8	96.1	115.0	121.3	128.4	136.4	145.6	152.3	162.2	169.8	174.1	183.2	187.7	192.3	196.1	199.0	211.9	220.6	230.8	237.6	240.8	251.9	275.4	287.7			
																														7.6	13.6	15.0	22.9	28.9	35.5	44.5	47.4	51.3	62.2	64.9	81.0	92.5	100.4	109.7	128.6	134.9	142.0	150.0	159.2	165.9	175.8	183.4	187.7	197.2	201.3	205.9	209.7	212.6	225.5	234.2	244.4	251.2	254.4	265.5	289.0	301.3	
																														5.7	13.3	19.3	20.7	28.6	34.6	41.2	50.2	53.1	57.0	67.9	70.6	86.7	98.2	106.1	115.4	134.3	140.6	147.7	155.7	164.9	171.6	181.5	189.1	193.4	202.9	207.0	211.6	215.4	218.3	231.2	239.9	250.1	256.9	260.1	271.2	294.7	307.0
川口 ジャンクション	3.2	10.5	18.1	24.1	25.5	33.4	39.4	46.0	55.0	57.9	61.8	72.7	75.4	91.5	103.0	110.9	120.2	139.1	145.4	152.5	160.5	169.7	176.4	186.3	193.9	198.2	207.7	211.8	216.4	220.2	223.1	236.0	244.7	254.9	261.7	264.9	276.0	299.5	311.8																												















## 別添 4

## 北海道縦貫自動車道函館名寄線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
登別室蘭から登別東まで	339.806	—	—	—	—
白老から苫小牧西まで	436.894	—	—	—	—
苫小牧東から千歳まで	—	—	485.437	—	—
千歳から恵庭まで	291.263	339.806	—	—	—
北広島から札幌南まで	—	242.719	242.719	291.263	436.894
札幌から江別西まで	242.719	291.263	291.263	—	—
江別東から岩見沢まで	436.894	—	—	—	—
三笠から美唄まで	339.806	—	—	—	—
美唄から奈井江砂川まで	—	485.437	485.437	—	—
滝川から深川まで	485.437	—	—	—	—

## 北海道横断自動車道黒松内釧路線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
小樽から朝里まで	—	—	—	242.719	—

## 東北縦貫自動車道弘前線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
川口ジャンクションから岩槻まで	—	436.894	485.437	—	—
浦和から岩槻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
岩槻から久喜まで	485.437	—	619.048	—	—
久喜から羽生まで	436.894	—	—	—	—
加須から館林まで	—	436.894	485.437	—	—
羽生から館林まで	—	291.263	—	—	—
羽生から佐野藤岡まで	436.894	—	—	—	—
館林から佐野藤岡まで	291.263	339.806	—	—	—
鹿沼から宇都宮まで	339.806	436.894	436.894	—	—
矢吹から須賀川まで	—	—	485.437	—	—
須賀川から郡山まで	485.437	—	—	—	—
郡山南から郡山まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
郡山南から本宮まで	436.894	—	—	—	—
郡山から本宮まで	242.719	291.263	291.263	—	—
福島飯坂から国見まで	339.806	—	—	—	—
白石から村田まで	—	436.894	485.437	—	—
仙台南から仙台宮城まで	—	—	291.263	339.806	—
仙台宮城から泉まで	—	485.437	485.437	—	—
泉から大和まで	339.806	—	—	—	—
大和から古川まで	485.437	—	—	—	—
一関から平泉前沢まで	339.806	436.894	436.894	—	—
水沢から北上金ヶ崎まで	—	339.806	388.350	485.437	—
水沢から北上江釣子まで	436.894	—	—	—	—
北上金ヶ崎から北上江釣子まで	—	291.263	—	—	—
花巻南から花巻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
紫波から盛岡南まで	339.806	—	—	—	—
紫波から盛岡まで	485.437	—	—	—	—
鹿角八幡平から十和田まで	—	—	485.437	—	—
碓ヶ関から大鰐弘前まで	339.806	436.894	485.437	619.048	1,000.000

大鰐弘前から黒石まで	291.263	339.806	339.806	—	761.905
大鰐弘前から浪岡まで	—	—	761.905	—	—
黒石から浪岡まで	339.806	436.894	436.894	—	1,000.000
黒石から青森まで	—	—	857.143	—	—
浪岡から青森まで	339.806	436.894	436.894	—	904.762

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道釜石秋田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北上金ヶ崎から北上西まで	—	436.894	—	—	—

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道酒田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
村田から宮城川崎まで	388.350	—	—	—	—

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道いわき新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
郡山から磐梯熱海まで	—	—	485.437	—	—
本宮から郡山東まで	339.806	388.350	—	—	—

東北縦貫自動車道八戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
浄法寺から一戸まで	—	—	485.437	—	—
一戸から九戸まで	339.806	—	—	—	—
南郷から八戸まで	—	—	436.894	—	—

東北横断自動車道酒田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
宮城川崎から笹谷まで	—	—	485.437	—	—
宮城川崎から関沢まで	—	—	485.437	—	—
笹谷から山形蔵王まで	—	—	—	436.894	—
山形蔵王から山形北まで	—	—	—	388.350	—

東北横断自動車道いわき新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
磐梯熱海から猪苗代磐梯高原まで	485.437	—	—	—	—

東北横断自動車道いわき新潟線と常磐自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
いわき三和からいわき中央まで	388.350	—	—	—	—

東北横断自動車道いわき新潟線と北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新潟中央から新潟亀田まで	—	—	—	291.263	—

関越自動車道新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
練馬・目白通りから所沢まで	339.806	—	—	—	—
本庄児玉から藤岡まで	339.806	—	—	—	—
前橋から渋川伊香保まで	339.806	—	—	—	—
渋川伊香保から赤城まで	—	339.806	339.806	—	—
赤城から沼田まで	—	485.437	—	—	—
沼田から月夜野まで	—	—	—	339.806	485.437
湯沢から塩沢石打まで	291.263	339.806	339.806	—	—
塩沢石打から六日町まで	339.806	—	—	—	—
堀之内から越後川口まで	—	—	388.350	485.437	—
越後川口から小千谷まで	—	339.806	339.806	—	—
小千谷から長岡まで	436.894	—	—	—	—

関越自動車道上越線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
吉井から下仁田まで	436.894	—	—	—	—
富岡から下仁田まで	—	291.263	—	—	—
下仁田から松井田妙義まで	339.806	—	—	—	—
佐久から小諸まで	339.806	—	—	—	—
小諸から東部湯の丸まで	—	291.263	—	—	—
東部湯の丸から上田菅平まで	291.263	—	—	—	—

常磐自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から柏まで	388.350	—	—	—	—
流山から谷和原まで	436.894	—	—	—	—
谷田部から桜土浦まで	291.263	339.806	339.806	—	—
桜土浦から土浦北まで	—	339.806	339.806	—	—
土浦北から千代田石岡まで	—	339.806	339.806	—	—
千代田石岡から岩間まで	—	485.437	—	—	—
那珂から日立南太田まで	339.806	436.894	436.894	—	—
日立北から高萩まで	339.806	—	—	—	—
日立北から北茨城まで	485.437	—	—	—	—
高萩から北茨城まで	—	—	339.806	—	—
北茨城からいわき勿来まで	—	—	485.437	—	—
いわき勿来からいわき湯本まで	—	436.894	485.437	—	—
いわき湯本からいわき中央まで	291.263	339.806	339.806	—	—

東関東自動車道千葉富津線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千葉南ジャンクションから姉崎袖ヶ浦まで	485.437	—	—	—	—
姉崎袖ヶ浦から木更津西ジャンクションまで	—	—	436.894	—	—
木更津北から木更津西ジャンクションまで	194.175	—	—	—	—

東関東自動車道千葉富津線と東関東自動車道水戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
市原から千葉北まで	—	388.350	436.894	—	—

東関東自動車道水戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川・高谷ジャンクションから宮野木ジャンクションまで	436.894	485.437	485.437	761.905	1,380.953
湾岸市川・高谷ジャンクションから千葉北まで	—	—	761.905	—	—
湾岸千葉から宮野木ジャンクションまで	242.719	291.263	291.263	339.806	—
湾岸千葉から千葉北まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
湾岸千葉から四街道まで	436.894	—	—	—	—
湾岸千葉から佐倉まで	—	—	761.905	—	—
宮野木ジャンクションから佐倉まで	—	—	571.429	—	—
四街道から佐倉まで	242.719	291.263	291.263	—	—
四街道から富里まで	485.437	—	619.048	—	—
佐倉から富里まで	339.806	—	—	—	—
佐倉から成田まで	485.437	—	619.048	—	—
富里から大栄まで	485.437	—	—	—	—
富里から成田まで	242.719	291.263	291.263	—	—
大栄から潮来まで	485.437	—	—	—	—
佐原香取から潮来まで	291.263	339.806	339.806	—	—

東関東自動車道水戸線と成田国際空港線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
佐倉から新空港まで	—	—	761.905	—	—
富里から新空港まで	339.806	—	—	—	—

北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新潟亀田から新潟西まで	—	291.263	—	—	—
巻潟東から三条燕まで	—	—	436.894	—	—
中之島見附から長岡まで	—	436.894	485.437	—	—
西山から柏崎まで	339.806	—	436.894	—	—
柏崎から米山まで	—	—	485.437	—	—
米山から柿崎まで	339.806	—	—	—	—
柿崎から上越まで	485.437	—	—	—	—
能生から糸魚川まで	—	485.437	—	—	—
糸魚川から親不知まで	—	436.894	485.437	—	—

別添5 一般有料道路等のキロ程 (単位：キロメートル)

一般国道6号(東水戸道路)

水戸南	水戸大洗	ひたちなか
	5.4	10.2
		4.8

一般国道6号(仙台東部道路)

亘理	岩沼	仙台空港	名取中央 スマート	名取	仙台若林 ジャンクション	仙台東	仙台港	仙台港北
								1.7
								5.2
								9.6
								12.6
								17.0
								19.3
								22.6
								24.8
								23.1
								19.6
								15.2
								12.2
								7.8
								5.6
								4.4
								3.0

一般国道6号(仙台南部道路)

仙台若林ジャンクション	今泉	長町	山田	仙台南
				—
				9.2
				11.7
				6.2
				8.7
				9.9
				2.5
				3.7

一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))

秋田北	昭和男鹿半島
	9.5

一般国道7号(秋田自動車道(琴丘能代道路))

琴丘森岳	八竜	能代南
		4.1
		13.0
		17.1

一般国道13号(湯沢横手道路)

湯沢	十文字	横手
		5.8
		7.7
		13.5

一般国道14号及び16号(京葉道路)

武石	宮野木 ジャンクション	穴川	貝塚	千葉東	松ヶ丘	蘇我	千葉南 ジャンクション
							4.6
							5.9
							4.3
							3.0
							7.2
							10.2
							12.7
							14.3
							16.2
							13.2
							11.9
							9.7
							8.4
							5.6
							3.1

一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))

仙台港北	多賀城	利府ジャンクション	利府塩釜	利府中
				2.2
				3.8
				5.1
				2.9
				1.6
				4.0
				2.7

一般国道45号(百石道路)

八戸北	下田百石
	5.2

一般国道47号(仙台北部道路)

利府ジャンクション	利府 しらかし台	富谷ジャンクション	富谷
			1.7
			8.3
			6.6
			11.8
			5.2

一般国道126号(千葉東金道路)

松尾横芝	山武成東	東金	山田	中野	高田	大宮	千葉東
							3.2
							7.5
							11.4
							8.2
							4.3
							10.7
							13.9
							16.1
							12.9
							8.6
							4.7
							2.5

松尾横芝	山武成東	東金	山田	中野	高田	大宮	千葉東
							3.2
							7.5
							11.4
							8.2
							4.3
							10.7
							13.9
							16.1
							12.9
							8.6
							4.7
							2.5

ただし、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から山武市まで)の国道296号インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間が供用する日から次のとおりとする。

一般国道127号(富津館山道路)

富浦	鋸南富山	鋸南保田	富津金谷	富津竹岡
				4.1
				7.8
				11.0
				6.9
				3.7

一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))

深川ジャンクション	深川西
	4.4

一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))

苫小牧東	沼ノ端西
	4.0

一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)(浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については東日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。)

浮島	木更津金田	木更津金田	袖ヶ浦	木更津西 ジャンクション	大網白里 スマート	東金
						10.9
						16.4
						8.9
						3.4
						14.1
						22.9
						30.4
						42.9
						35.4
						21.6
						14.1
						10.7
						5.5
						3.4
						19.5
						14.0
						8.8
						26.5
						32.0
						39.1
						33.6
						28.4
						19.6
						7.1



## 別添6

A	一般国道6号（東水戸道路）
	一般国道6号（仙台東部道路）
	一般国道6号（仙台南部道路）
	一般国道7号（秋田外環状道路）
	一般国道7号（琴丘能代道路）
	一般国道13号（米沢南陽道路）
	一般国道13号（湯沢横手道路）
	一般国道45号（三陸自動車道（仙塩道路））
	一般国道45号（百石道路）
	一般国道47号（仙台北部道路）
	一般国道126号（千葉東金道路）
	一般国道127号（富津館山道路）
	一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））
	一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））
	一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間
一般国道468号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間	
B	一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
C	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（横浜市から藤沢市まで）
D	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで）
E	一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）
F	一般国道14号及び16号（京葉道路）のうち習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間

別添7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ									
大口	×	大口								
前納	×	×	前納							
深夜	○	○	○	深夜						
休日	○	○	○	×	休日					
圏全	○	○	○	×	×	圏央				
圏連	○	○	○	×	×	×	圏連			
一般	○	○	○	×	×	×	×	一般		
障害者	○	×	○	×	×	×	×	×	障害者	
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	×	路バス

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「休日」、「圏央」、「圏連」、「一般」、「障害者」、「路バス」、は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引
2	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引